

議案第 1 4 号

階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

階上町道路占用料等徴収条例(平成 17 年階上町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき	530 円
	第 2 種電柱	1 年	810 円
	第 3 種電柱		1,100 円
	第 1 種電話柱		470 円
	第 2 種電話柱		750 円
	第 3 種電話柱		1,000 円
	その他の柱類		47 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メー	5 円
	地下に設ける電線その他の線類	トルにつき 1 年	3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	460 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1	280 円

		平方メートルにつき 1 年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	940 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	580 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	940 円
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	20 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		28 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		42 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		56 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		85 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		110 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		200 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		280 円
	外径が 1 メートル以上のもの		560 円
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設		占用面積 1	940 円

法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	平方メートルにつき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290 円
	地下に設ける通路			180 円
	その他のもの			940 円
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	58 円
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	58 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	580 円
	標識		1 本につき 1 年	750 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1 本につき	6 円

		の催しに際し、一時的に設けるもの	1 日	
		その他のもの	1 本につき 1 月	58 円
	幕(令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 円
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	58 円
	アーチ	車道を横断するものの	1 基につき 1 月	580 円
その他のもの		290 円		
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	940 円
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			平方メートルにつき 1 年	A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	58 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			平方メートルにつき 1 月	94 円
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の (当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.018 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.018 を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設	階数が 1 のもの		A に 0.004 を乗じて

	けるもの		得た額
		階数が 2 のもの	A に 0.006 を乗じて 得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0.008 を乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.026 を乗じて 得た額
令第 7 条第 9 号 に掲げる施設	建築物		A に 0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.017 を乗じて 得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車 駐車場	建築物		A に 0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.017 を乗じて 得た額
令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.024 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.034 を乗じて 得た額

令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に 0.026 を乗じて 得た額
令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.024 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて 得た額
令第 7 条第 14 号及び第 15 号に掲げる施設		A に 0.034 を乗じて 得た額

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第 1 種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち、3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- A とは、近傍類似の土地の地方税法第 380 条の規定により当町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間が令和 8 年度以降にわたる場合の同日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の階上町道路占用料等徴収条例の規定を適用する。



提案理由

道路法施行令の改正に伴い、所要の改正をするため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。